第８号様式の２（第12条関係、別表第３関係）（表）（用紙　日本産業規格Ａ４縦長型）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※ | 副安全運転管理者整理番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | （　　　　　　　　警察署）　 |
| 副安全運転管理者に関する届出書年　　月　　日　　　　神奈川県公安委員会　殿ア　使 用 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　　　　　　　　　印　　（電　話　　　　　　　　　　　　）　　　　　次のとおり副安全運転管理者　を選任、解任したに関する届出事項（ア、イ、エ、カ）に変更があつたので届け出ます。 |
| 選任年月日 | 　　　　　年　　月　　日 | カ　自動車の使用の本拠 | 名称 | (ふりがな) |
|  |
| イ副安全運転管理者氏名 | (ふりがな) | 位置(所在地) | （電　話　　　　　　　　　　　）　 |
|  |
| 業種別 | １　官公署　２ 公社公団等　３ 農業 ４ 林業５　漁業　６　鉱業　７　建設業 ８ 製造業９　卸売・小売業　10　不動産業11　金融・保険業　12　運輸業　13　電気・ガス業　14　通信業15　サービス業　 16　その他 |
| ウ資格要件 | 生年月日 |  | 　　年　　月　　日　　　（　　　　歳）　 |
| １　運転管理実務１年以上　　 | ２　運転経験３年以上 | ３　公安委員会の認定(　年　月　日) |
| 使用の本拠における自動車台数及び運転者数 | 自 動 車 台 数 | 乗用車 | 貨 物 車 | 大 　特　 車大型二輪 |  大 型 二 輪普通二輪 | 　普 通 二 輪 | 小 特 車 | 計 |
| エ職務上の地位 |  |
| (バ　ス)大 型 車 | 中 型 車 | 準中型車 | 普 通 車 | 軽　　車 | 大 型 車 | 中 型 車 | 準 中 車 | 普 通 車 | 軽　 車 |
| オ副安全運転管理者の勤務態様 | １　日勤　　２　隔日　　３　その他 (　) |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 副安全運転管理者が運転免許を受けている場合 | 免許の種類 |  |
| 運　転　者　数 | 免許種類 | 大　　型 | 大　　二 |  中 型 | 中　　二 |  準 中 型 | 普　　通 | 普　　二 | 大 特 | 大 特 二 |  け 　 引 | け 引 二 | 大 自 二 | 普 自 二 | 小　　特 | 計 |
| 免許の年月日 |  |
| 免許証番号 |  |
| 専従 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 交付年月日 |  |
| 交付公安委員会名 |  | 予備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 副安全運転管理者の経歴 | 勤務期間 | 勤　　務　　先　　名 | 職務上の地位 | 前副安全運転管理者 | 解任年月日 | 　　　年　　　月　　　日 |
|  |  |  | 氏名 |  |
| 解任理由 | １　死亡　　　２　退職　　３　転任４　解任命令　５　その他（　　　） |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 選任されている安全運転管理者氏名 | （　　　　歳） |
|  |  |  |
| 備　考 | 　※　管理者証交付　　　年　　　月　　　日　　管理者証番号第　　　　　号 |

　備考　記入要領は、裏面を御覧ください。

　（裏）

|  |
| --- |
| 副安全運転管理者に関する届出書の記入要領１　※印欄は、記入しないでください。２　記入項目欄は、必要事項を記入してください。３　選択記入を求めている欄は、該当するものを○で囲んでください。４　選択記入を求めている欄で２以上の該当項目がある場合は、記入順序の先にあるものを○で囲んでください。５　運転者数欄は、上位免許により記入してください。６　副安全運転管理者を解任後直ちに他の者を副安全運転管理者に選任したときは、前副安全運転管理者欄に記入することによつて解任届を兼ねることとします。７　業種別は、下表により分類してください。 |
|  | 業　 種 　別 | 備　　　　　　　　　　　　　　考 |  |
|  | １　官　 公 　署 |  |  |
|  | ２　公社公団等 | 公庫、国公私立学校を含む。 |  |
|  |
|  | ３　農　　　　業 | 果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕業を含む。 |  |
|  | ４　林　　　　業 | 育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。 |  |
|  | ５　漁　　　　業 | 水産養殖業を含む。 |  |
|  | ６　鉱　　　　業 | 砂、砂利、玉石採取業を含む。 |  |
|  | ７　建　 設 　業 | 管工事、さく井工事、設備工事業を含む。 |  |
|  | ８　製　 造 　業 | アルコール製造業、たばこ製造業を含む。 |  |
|  | ９　卸売・小売業 | 百貨店を含む。 |  |
|  | 10　不動産業 | 不動産賃貸業を含む。 |  |
|  | 11　金融・保険業 | 銀行、信託、証券業を含む。 |  |
|  | 12　運　 輸 　業 | 民営鉄道、水産、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。 |  |
|  | 13　電気・ガス業 |  |  |
|  | 14　通　 信 　業 | 電信、電話、放送業を含む。 |  |
|  | 15　サービス業 | 旅館、広告、各種修理、映画、医療保険、清掃、ニュース供給業、各種学校及び経済、文化、政治、労働、社会福祉団体を含む。 |  |
|  | 16　そ　 の 　他 |  |  |
|  |